

第一章 日体荏原高等学校の沿革

(一) 日本体育会荏原中学校の創立

日本体育会は、明治三十三年の体操学校の創設以来、当時の中学校教育がややもすると知育偏重に陥る弊を憂え、「生きた教育は剛健な身体を鍛えつつ知徳を磨くべきである」と体育の必要性を強く説いていた。一方、当時の東京府下荏原郡には中学校が一校もなく中学校への進学者は徒歩で東京市へ通学していた。荏原郡内大井村の住民は、地元中学校を設立しようと考へ、設立資金の積立を決議した。この運動がきっかけとなって、当時の荏原郡長の村上佳景氏は、荏原郡内の各町村に寄附を要請してでも中学校を設立しようと決意し、文部省建設課に依頼して、大井村に中学校設立に関する実地調査を行った。その報告文には、

荏原郡の東南、東北に位置する世田ヶ谷、駒沢、目黒、大崎の各村は麻布中学校又は慶応義塾に通学するも、松沢、碑衾、平塚、大森、大井、羽田、入新井、馬込、池上等の各村は皆新設中学校に吸収するを得べく、且郡内高等小学校に於いては卒業したる生徒は僅々一七五名に過ぎざるも昨年来新設の高等科を併せて廿五校に及び目下在学生徒の数一千二百名あり

(『創立八十周年記念誌』)

と記録されている。村上荏原郡長は、この報告により中学校設立が急務であることを痛感し、日本体育会に中学校設立の要請をすることになったのである。

この要請を受けた日本体育会は、明治三十七年一月二十三日中学校設立に関する常議員会を開き、満場一致で中学校設立を決議し、理事会に細部の取決めを一任し、二月十四日の理事会において規則を制定、三月十六日、文部大臣久保田議に設立認可申請をしたのである。

設立願書によると、新設校は「日本体育会荏原中学校」と称し、定員五〇〇名（一学年一〇〇名）、開校は明治三十八年四月の予定となっており、また準備された校地面積は六、五七四坪三合二勺、屋外体操場二、〇四〇坪となっている。では、どのような趣旨に基づいて荏原中学校が設立されたのであるのか。次に設立趣意書を抜粋してみよう。

・・・従来我が教育界ニ於テ最モ力ヲ尽シタル所ノモノハ初等ノ普通教育ニシテ高等ノ普通教育ニ至リテハ尚ホ大ニ改良スベキ点少カラズ蓋シ従来高等ノ普通教育ハ動モスレバ純然タル専門教育ノ弊ニ陥リ教師ニハ概ネ一科専門ノ人ヲ採用シ知識ノ注入ヲ專ニシテ身体及ビ道義ノ修養ヲ忽ニシタル傾向ナシトセズ・・・

抑モ教育ニシテ生徒ノ身体ヲ害センカ其徳如何ニ高シト雖ドモ其智如何ニ明ナリト雖ドモ国家ヲ益セザルハ言ヲ待タズ一身ノ不幸之ヨリ大ナルハナシ況ンヤ道徳モ知識モ身体ノ修練ニ基カザレバ到底其ノ教育ヲ完ウスルコト能ハザル事實アルヲヤ故ニ本校ハ生徒ヲ教育シテ剛健ナル身体ヲ得シメ之レト共ニ堅固ナル徳操明敏ナル知識ヲ具ヘシメンコトヲ目的トス・・・

本会ハ夙ニ体操学校ヲ設ケテ体操科教員ヲ養成シ既ニ全国中学校ニ奉職スル者数百名ノ多キニ及ビ経験ニ富

メルハ該校教師ノ特色ニシテ海内地ニ類例ヲ見ザルベシ本校ハ是等ノ教師ヲシテ生徒ノ体育ヲ担任セシムルモノナレバ其ノ成績ノ善良ナル可キハ本会ノ確信スル所タリ・・・

右の設立の趣意にも見られるように、設立の眼目の第一は、郡内に中学校がないという状況の打開であり、第二は、体操学校生徒の教育実習校設置の必要性であった。この二点が日本体育会として中学校設立に踏み切らせた要因であったといえよう。無論、その設置の背景には大井移転後の体操学校に対する地元民の支持を取り付けたいという願いが込められていた点を見逃すことはできない。とまれ日本体育会機関誌『体育』（二二六号）が開陳するところの設立の意図を次にみておくことにしたい。

本会体操学校の卒業生は各学校の教職に就くものでありますが在学中教授法練習の機関なきため實際上不便を感じて居りました向後一層教授上の円満を期するには是非之れが機関を設くるの必要がありますので常議員会の決議に基き主務官庁の意向を確め本会付属の中学校を設立して之が練習の用に供し且中等教育上体育に充分なる注意を加へて高等教育を受け若くは中学以上の業務を執るに堪ふべき健剛なる心身を有する生徒を養成するの目的を以て・・・

かくして明治三十七年四月一日、文部大臣より設置の認可があり、同二十七日、日本体育会は、校舎新築の工事に着手し、九月、その竣工を見た。現在の京浜急行立会川駅に近い旧東海道に沿った土佐藩下屋敷跡の広々とした校地に建てられた校舎は、教室が木造二階建、七三九・二平方メートル、その他という規模で、前方には大井の海

岸を望み、遠く房総半島が霞んで見え、波打際を通る旧東海道の松並木、後ろに小高い土佐山を控える、まことに恵まれた環境であった。

明治三十七年十月二十八日、日本体育会々々長子爵加納久宜を初代校長に迎え、明治三十八年一月、第一回の生徒募集を行った。一、二学年各一〇〇名の募集であったが、入学志願者は僅か一二〇名であった。三月十五日、第一回の入学試験を行い、第一学年に七十六名、第二学年に三十六名の合格を許可した。そして四月二十日、日本体育会荏原中学校は記念すべき第一回入学式を挙行したのである。

また明治三十八年四月二十五日、荏原郡参事会から本校基本財産として、第一回国庫債券額面二、五〇〇円の寄附を受けた。

なお明治三十八年制定の学則は以下に示す通りである。

日本体育会 荏原中学校 規則

第一章 学年、学期、休日

第一条 本校生徒修業年限ヲ五ヶ年トシ一ヶ年ヲ一学年ニ当ツ

第二条 学年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ハル

第三条 一学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第四條 休業左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、日本体育会創立記念日（九月二十三日）

一、夏季休業 八月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

一、冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第二章 学科及課程

第五條 本校ノ学科課程ハ左ノ如シ（別表）

第三章 入学及退学

第六條 入学期ハ学年ノ初トス学年ノ初メヨリ三十日以内トス但臨時入学ハ欠員アル時ニ於テ第二学期第

三学期ノ始メヨリ十日以内トス

第七條 本校第一学年級ニ入学セシム可キ者ハ身体健全品行方正年齢滿十二年以上ニシテ高等小学校第二

学年修了ノ者又ハ之ト同程度ノ学科ニ就キ入学試験ヲ受ケテ及第シタル者タル可シ

但シ入学ノ承認ハ高等小学校第二学年修了者ヲ以テ先トス然レドモ該志願者ノ募集人員ニ超過ス

ル時ハ選抜試験ヲ施行ス

第八條 本校第二学年級以上ニ入学セシムベキモノハ相当ノ年齢ニ達シ前各学年ノ各学科目試験ニ及第シ

タル者トス

第九條 入学志願者ハ第一号書式入学申請第二号書式学業履歷書ヲ添へ本校事務所ニ差シ出スベシ且高等

小学校第二学年修了後ノ者ニシテ本校第一学年級ニ入学スル者ノ外ハ入学試験檢定料トシテ金五

拾銭ヲ納ム可シ

第十條 退学セントスル者ハ保証人連署ヲ以テ其ノ事由ヲ詳記シ申請書ヲ差出ス可シ

第十一条 已ニ退学シタル生徒ニシテ退学ノ時ヨリ一箇年以内ニ再入学ヲ志願シタル時ハ試験ニ依ラズシテ

原学年以下ノ学年ニ入学セシムル事アルベシ

第十二条 他ノ中学校ニ転学ヲ志望スル生徒アル時ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ限り其ノ生徒ノ在学

証明書及ビ成績表ヲ移転先学校ニ送附スベシ

本校ニ於テ他ノ学校ヨリ前項書類ノ送致ヲ受ケタル時ハ欠員アル場合ニ限り入学ヲ承認スルコトアル可シ

前項ノ規定ニ依リ転入学ヲ承認スル生徒ハ試験ヲ行ハズシテ同一学年ニ編入スルコトアル可シ

第四章 試験規則

第十三条 試験ヲ分チテ学年学期ノ二トス

第十四条 学年試験ハ一学年ノ終リニ学期試験ハ第一学期第二期ノ終リニ之ヲ行フ

第十五条 試験成績ハ甲乙丙丁ノ四ニ分ツ

第十六条 試験ニ欠席シタル者ハ凡テ補欠試験ヲ施行セズ

第十七条 生徒ノ及第ハ每学期試験及ビ学年試験ノ成績及ビ平素ノ学業ヲ考查シテ之ヲ定ム

第十八条 各学科ノ成績ハ丙以上ヲ及第トス

第十九条 第一、二、三、四学年試験ノ及第者ニハ学年就業証書ヲ授与シ第五学年試験ノ及第者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第五章 学費規則

第二十条 本校ニ入学スル者ハ在学保証書ヲ添へ入学金貳円ヲ納ム可シ

第二十一条 本校ノ授業料ハ第三学年以上ヲ一ヶ年金貳拾七円五拾銭（一ヶ月金貳円五十銭但八月ヲ除ク）ト

シ第二学年以下ヲ一ヶ年金貳拾貳円（一ヶ月貳円八月ヲ除ク）トス

第二十二条 授業料ハ每学期即チ一月四月九月ノ三回ニ分チ其月ノ十日以内ニ之ヲ前納ス可シ但シ月割ヲ以テ

(別表) 学科課程及教授時数表

計	体 操	唱 歌	図 画	物理 化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	(英語) 外国語	漢 文	国 語	修 身	学 科	学 年
	兵 式 体 操	单 音	白 在 画		鉦 物	算 術	日 本 歴 史	外 国 地 理	日 本 地 理	綴 字、 讀方、 訳解	講 文、 習字	人 倫 道 徳ノ 要旨	第 一 学 年	
三二	六	一	一		二	四	一	二	六	七	一	時 数	每 週	
計	体 操	唱 歌	図 画	物理 化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	(英語) 外国語	漢 文	国 語	修 身	学 科	学 年
	同 上	单 音	用 器 在 画		鉦 物	代 算 術	同 上	外 国 地 理	讀 方、 訳解、 書取	同 上	同 上	同 上	第 二 学 年	
三二	六	一	一		二	四	二	一	六	七	一	時 数	每 週	
計	体 操	唱 歌	図 画	物理 化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	(英語) 外国語	漢 文	国 語	修 身	学 科	学 年
	同 上	複 音	用 器 在 画		生 理 衛 物	幾 何 数	東 洋 歴 史	外 国 地 理	會 話、 訳解、 書取	同 上	同 上	同 上	第 三 学 年	
三二	六	一	一		二	四	二	一	七	七	一	時 数	每 週	

計	体 操	唱 歌	図 画	物理 化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	(英語) 外国語	漢 文	国 語 及	修 身	学 科	学 年
	同 上	同 上	化学 第二学期 第一学期	動物 第二学期 第一学期	同 上	西 洋 歴 史	同 上	同 上	翻 訳 ヲ 加 フ	同 上	講 読、 文法、 作文	同 上	第 四 学 年	
三三	六	一	四	三三	一一二二	四	二	一	七	六	一	時 每 週		
計	体 操	唱 歌	図 画	物理 化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	(英語) 外国語	漢 文	国 語 及	修 身	学 科	学 年
	同 上			物 理		三幾 角何	西日 洋本 歴歴 史史	地 文	同 上	文 史	同 上	倫 理 学 一 般	同 上	第 五 学 年
三三	六			四		四	二	一	九	六	一	時 每 週		

セントスルモノハ年額十一分ノ一ヲ毎月五日迄ニ納ム可シ

第二十三条

授業料ノ納付ヲ滞リタルモノハ保証人ヨリ之ヲ徴収ス

第二十四条

生徒在学中ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ授業料ヲ徴収ス

第二十五条

入学金並ニ授業料月割額ハ一旦之ヲ納メタル後直チニ退学スルモ返附セズ但シ一学期ノ授業料ヲ前納シ半途ニシテ退学スル者ハ退学ノ翌月分ヨリ還附ス可シ

第六章 賞罰規則

第二十六条

身体健全品行方正ニシテ學術優等ナル者ニハ教員会ノ決議ヲ經テ特殊ノ待遇ヲ為スコトアルベシ

第二十七条

校則命令ニ違背シタル者及ビ總テ生徒タルノ本分ヲ尽サザル者ハ其情状ニ依リ左ノ懲罰ヲ加フルモノトス

一、訓戒 譴責若クハ教誨シテ將來ヲ戒ム

二、退場 授業ニ就クコトヲ停止シ教場ヲ退カシム

三、謹慎 校内ニ謹慎セシメ悔悟ノ実ヲ挙ゲシム

四、停学 悔悛ノ情状顯著ナルニ至ル迄就学ヲ停止ス

五、退学 学籍ヲ除キテ放校ス

第二十八条

左ノ各項ノ一ニ該当スル者ハ退学セシム

一、身体病弱若クハ学業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者

一、出席極メテ不定ナル者

一、一ヶ年以上引続キ欠席シタル者

一、正当ノ事由ナクシテ又ハ無届ニテ引続キ十五日以上欠席シタル者

一、屢々授業料ノ納附ヲ怠リタル者

一、第三十二条但書ノ場合ニ於テ適當ナル保証人ヲ立テザル者
第七章 生徒心得

第二十九条 本校生徒タル者ハ常ニ本校教育ノ旨趣ヲ体シ剛健ナル身体堅実ナル道義明敏ナル知識ヲ修養セン
コトヲ期ス可シ

第三十条 前条ノ目ノヲ達センガ為メニ居常言動ヲ慎ミ校規教訓ニ服従シ苟モ生徒タルノ体面ヲ傷ク可ラズ
第三十一条 総テ師長ヲ尊敬シ信義礼節ヲ重ンズベク苟モ面従背反卑劣ノ言動ヲ為ス可ラズ

第八章 父兄保証人心得

第三十二条 入学ノ承認ヲ得タル者ハ東京府下ニ於テ一家計ヲ立テ本校ノ指示ニ從ヒテ被保証人ニ関スル一切
ノ責ニ任ジ得ベキ成年以上ノ男子ヲ保証人トシ第三号書式ノ在学保証書ヲ十日以内ニ差出スベシ
但シ本校ニ於テ不適當ト認ムル保証人ハ之ヲ変換セシム可シ

第三十三条 保証人ニシテ転居シ又ハ改名シタル時ハ其都度直チニ本校ニ通知シ又旅行スル時ハ相当ノ代理人
ヲ定メ本校ニ申シ出ヅ可シ

第三十四条 保証人ニ対シ本校ヨリ出頭ヲ促シタル時ハ速ニ參校ス可シ

第九章 寄宿寮規則

第二十五条 本寮ハ生徒ノ父母兄弟ニ代リテ其ノ保護訓育ノ任ニ当ル所トス

第三十六条 本寮ハ特ニ衛生体育ニ注意シ之ニ基キテ品性ノ陶冶学業ノ進歩ヲ図ル可シ

第三十七条 本寮ニハ寮監及ヒ医師ヲ置キテ寮生ノ保護訓育ニ從事セシム

第三十八条 寮生ノ勉学食事眼起運動其ノ他外泊帰宅等ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九条 寮生若シ其ノ本分ヲ尽サザル時ハ其ノ情状ニ依リ左ノ懲戒ヲ可フベシ

一、訓戒

二、謹慎

三、保証人預ケ

四、退寮

第四十条寮費ハ物価ノ高低ニ伴ヒ時々之ヲ定ム

(二) 危機・隆運そして災禍と戦災

日本体育会荏原中学校は荏原郡大井村に設置され、日本体育会体操学校とキャンパスを共有する形で発足したが、体操学校の世田谷・深沢への移転にともない、荏原中学校は安方移転を余儀なくされている。新制高等学校に生れ変わるまでの荏原中学校は大井キャンパス時代と安方キャンパス時代の二期に分かれるわけである。

(1) 大井時代の荏原中学校

明治三十八年発足以降、荏原中学校は同年十一月寄宿寮を新築し、翌三十九年四月、特待生制度を制定、さらに新校舎を落成させ、四十二年三月三十日には、第一回卒業生二十四名を社会に送り出すに至った。この間の明治四十年十一月からは、課外に「剣術・柔術・テニス・ベースボール」の各部を設け、一つを選択することが義務づけられた。

このように順調にすべり出した荏原中学校ではあったが、折しも日本体育会は経営の危機に瀕していた（詳細は第一部第二章第三節第五項を参照）。ついに、加納会長（本校校長）は明治四十五年三月三十一日をもって辞任し、寺田勇吉が四月一日より本校および体操学校の校長代理の任に当たると、管理体制に問題を抱えることになった。

再三の努力にもかかわらず、日本体育会の経営的苦境は、大正初期に跨って続き、荏原中学校の経営にも少なからず打撃を与えることになったのである。荏原中学校への入学志願者は激減し、在学生のなかでも他に転校する者が多数出る始末であった。その結果、大正三年度末には生徒数わずかに二二七名という状態になった。しかし、大正中期頃より、生徒数が徐々に増え始め、学納費の大幅な値上げ等の処置により、危機を脱し、大正十年には、生徒定員を六〇〇名に変更するまでに至る。大正十二年には、定員をさらに増やし、八〇〇名とし、同年三月の十五回卒業生は、一〇六名を数えた。この間、大正九年十一月には校友会が発足、同十年十一月二十日には、日本体育会の創立三十周年記念式典が開催され、大運動会等の記念行事が行われている。

なお大正十二年九月一日の関東大震災の被害は荏原中学校にも及んだ。生徒に死傷者が出るなどの直接の被害は避けられたものの、日体荏原高等学校『創立八十周年記念誌』によれば、次に示すように生徒の激減を経験しなければならなかったのである。

学 年	項 目	
	震災前生 徒数	退学シタ ル者
一年	九十名	一三
二年	一一四名	一八
三年	一五三名	二一
	他校ニ転 学シタル 者	震災ニヨ リ死セ ル者
	七	〇
	九	〇
	一八	〇
	震災ノタ メ行方不 明ナル者	一月三十 日現在生 徒数
	〇	七九名
	〇	九四名
	〇	一三二名

四年	一一八〇名	一一二	一四			一六九名
五年	一二八名	一〇	二			一一六名
全校	六六五名	八三	五〇	〇	〇	五九〇名

その後の荏原中学校の経営は比較的安定した時期に入った。昭和二年に事務所と門衛所が新築され、昭和三年四月には父兄会が創立、同年十二月十四日、校旗が制定された。また、昭和七年三月には雨天体操場が新築をみ、昭和九年五月二十一日には左に掲げる校訓が制定されている。

- 一、肇国ノ大道ニ遵ヒ忠孝ノ大節ヲ守ルベシ
- 一、礼儀廉恥ヲ重ンジ克己力行ヲ励ムベシ
- 一、勇武仁慈ノ徳性ヲ養ヒ質素優雅ノ美風ヲナスベシ

昭和十年一月六日、荏原中学校および体操学校は火災という全く予期せぬ惨事に遭遇する。その火災については『創立八十周年記念誌』に語ってもらおう。

午前一時二十分頃、体操学校寄宿寮と隣接の民家との境界から出火したが、冬季休業中でほとんどの寮生が帰省していたために消火の人手がなかったことと、消火用水の不足が重なり、折柄十メートルの強風にあおられ

て延焼の防ぎようもなく紅蓮の炎のなめつくすところとなった。わずかに雨天体操場、便所一棟を残すのみで、十七棟・建坪四、〇七二・二平方メートルの建物はことごとく烏有に帰した。

学校当局はもちろん、生徒、父兄、同窓生は茫然自失、ことばさえなかった。しかし、学籍簿・成績表等はほとんど搬出出来たのはせめてもの幸であった。付近の民家数十戸も類焼の厄を被った。

復旧作業は翌日から開始された。焼失をまぬがれた雨天体操場を改築して教室に充て、さらに近くの日本女子歯科専門学校校舎の一部を借用して、授業が再開されたのである。そしてこのような復旧の努力と併行して、日本体育会はかねてから推し進めてきた計画すなわち体操学校を世田谷・深沢へ移転させることを決定し、やがて荏原中学校も移転させるようとの方針を打ち出していく。このように学校再建について苦慮していた折に、蒲田区が区内に中学校が一枚もなかったことから、区議会の中に中学校招致委員会を設置して、区内に本校を移転させるよう懇請してきた。昭和十年三月九日、日本体育会常議員会は蒲田区の要請をいれて、蒲田区安方町、すなわち、現在地である大田区池上八丁目二六番一号の地に移転することを決定した。

(2) 安方時代の荏原中学校

昭和十年八月九日、蒲田区安方町の移転予定地で地鎮祭を行い、校舎建築に着手、十一年一月二十八日に新校舎が落成した。同日、一年間にわたる仮校舎の授業に終止符を打って、本校の揺籃と三十年の伝統を築いた大井・土佐山を去って、復興の地蒲田・安方へ移転した。この日の様子を神田正雄本校事務長は、次のように語っている。

離別と哀愁と、復興の地、蒲田への再出発の喜びとを胸に抱いて、名残りの校庭一周の後、プラスチックバンドを先頭に身には剣を帯し銃を担って嘸嘩たる喇叭の音に足並を揃えて、雪解けの悪路をもとせせず、町民の名残惜しげな見送りの中を隊伍堂々と京浜国道を行進した。沿道人士の注目をひきつつ地元安方町会役員の出迎えをうけて、入校式を行ったのである。（『創立八十周年記念誌』）

昭和十一年二月十六日、関係者四〇〇余名が参列し、盛大に落成式が行われた。この日落成を記念して生徒作品展覧会が催されている。

復興の地蒲田安方町の校地は、蒲田区から五年間無償で提供されたものであるが、その間、区から毎年三、一九二円の補助金が本校に対して交付された。このキャンパスは北に池上本門寺、南に多摩川の清流、遙か西方に富士の秀峰を仰ぎ、大自然に包まれた勉学にも、スポーツにも最適の地であった。当初は、木造モルタル二階建、一、五九九・〇一五平方メートルという規模のものであった。（校地九、七七二・五平方メートル）

着々と学校ならびに周辺の環境が整備されるとともに、入学志願者が激増したため、校地の拡張、校舎の増改築が行われた。昭和十二年十二月、雨天体操場を移築し、翌十三年十一月には、校地を拡張（四、七七八・四平方メートル）した。また、十四年に、木造平家建校舎を増築（四一〇・六八五平方メートル）し、翌十五年には、木造二階建校舎を増築（一、〇一九・七平方メートル）している。さらに、時間が前後するが、十四年十一月には、世田谷区玉川等々力町の多摩川河川敷に、本校農場を作り、流汗鍛練隊の名の下に作業道場とした。昭和十五年五月のことである。勤労に従事しながら学ぶ者のために広く門戸を開くために、荏原第二中学校が併設された。

なおこの年の十月に、紀元二千六百年奉祝ならびに創立三十五周年記念の式典および大運動会が盛大に挙行されている。

昭和十六年十二月八日、第二次世界大戦が勃発。十二月十日には報国団報国隊が結成され、生徒は軍需工場等の勤労作業へと出勤していった。そのような中にも、十八年には木造二階建七二〇・八八四平方メートルの校舎を増築し、生徒定員も十六年の八〇〇名から一、〇〇〇名への変更、さらに、十八年一、二五〇名に変更されている。

しかしながら、戦線が拡大し、本土に及ぶに至り、ついに本校校舎は、昭和二十年四月十五日、焼失という事態をむかえる。この時の模様を『創立八十周年記念誌』では、次のように描写する。

はたして、二十年四月十五日午後九時、空襲警報が発令され間もなく蒲田の上空は爆音に覆われ、焼夷弾の光に続いて炸裂する爆弾音が轟き、真赤に染まった夜空に変わった。そして、十二時頃新校舎裏の久保田無線の宿舍が火炎を吹き上げ、火の手は校舎にも迫ってきた。懸命に消火に努めたが、風向きが悪くほとんどなす術がなかった。間もなく旧校舎と新校舎の間にあった校舎（柔道室、工作室、唱歌室にあてられていた）に数発の焼夷弾が命中し、火勢はいっそう強くなった。消火ポンプ等まったく役に立たず、万策つき果て避難するのがやっとだった。時に四月十六日零時四十五分。

昭和十年大井から移転して九年余、当時他校に誇った校舎等の施設はことごとく灰燼と化したのであった。国旗掲揚台のポールの尖端がローソクの炎のように風にあおられて燃えるさまは凄惨さそのものであった。ただこの日の空襲で生徒一同が無事であったのがせめてもの救いであった。新入生はわずかに四日にして「授業当中止、決定次第告知する」という掲示に接しなければならなかった。

空襲によって校舎を焼失した荏原中学校はさっそく、善後策を講じ、四月二十三日から、蒲田区内の矢口国民学校で、授業を再開、さらに五月二十八日からは矢口西国民学校を借用して授業を継続したが、当地で、八月十五日、終戦の日を迎えることとなった。

(三) 新制荏原高等学校の誕生とその学則

昭和二十年八月三十日、勤労働員令が解除され、九月三日から二学期の授業が再開された。十月二十四日には報国団は校友会と名称を改め再出発する。昭和十五年に設置された荏原第二中学校は、卒業生を送り出すこと二回にして、二十一年三月三十一日で廃校となり、開校以来六か年の幕を閉じた。

矢口西国民学校での仮住まいは、二十一年度の新入生募集業務を最後に、本校は、四月二十二日、世田谷区深沢町の日本体育専門学校跡に移転し、授業を開始した。焼失をまぬがれた建物を利用した仮校舎での授業はさまざまに困難を伴った。当時は食糧事情が窮乏した状況にあつたので、授業は当初二部制で五月十三日まで続けられ、五月二十五日からは日曜日を休業とすることにし、十一月二十五日まで続けられた。教科書も文部省発行のものとはいえ、紙質が悪く三、四冊の分冊になっていた。教材の補完は不可能にひとしく、教師も生徒もたいへんな苦勞をしたものである。

いっぽう仮校舎が狭隘となつてきたので新校舎の建築が急がれた。二十二年八月三十日、深沢に新校舎の落成をみ、さらに同年十一月七日に増築校舎が落成し新校舎の規模は木造平家建六八七・七二平方メートル、増築校舎は

木造平家建三三〇平方メートルであった。

当時の教育界は終戦後の大転換期にあつて、上下に大きな改革が行われた。文部省は小学校六年、中学校三年、高等学校三年、大学四年の修業年にかえた。いわゆる「六・三制」の導入を打ち出し、その実施時期を、中学校は二十二年四月から、高等学校は二十三年四月、大学は二十四年四月からと決定した。

新制度による教育を実施するにあつて、東京都は公立中学校不足の急場を凌ぐために私立中学校に授業を委託することになり、二十二年四月新制度による日本体育会荏原中学校が発足し、新一年生として世田谷区から委託生二一四名の入学式を行った。これに対して、昭和二十三年三月、旧制度（五年制）の日本体育会荏原中学校第四十回卒業生一八二名が巣立ってゆき、旧制中学校は終わりを告げた。四月から新制度による全日制普通科課程の荏原高等学校が誕生し、旧制度の生徒がそのまゝ、一―三年に移行した。

いっぽう、すでに、二十一年頃から要望が出はじめていた蒲田区安方町への復帰の気運が熟し、二十三年十一月に決定されその移転が具体化した。昭和二十四年三月に新制高等学校第一回の卒業生を送り出してから春休みを利用して深沢校舎の一部を解体し、安方の地に平屋二棟の仮校舎を建て、高等学校および中学校の入学式を挙行した。なお中学二、三年生は世田谷区の委託生であるため、卒業まで深沢校舎で授業を続けることとなつた。

社会情勢も年を逐つて平静さをとり戻しはじめた昭和二十六年から三十年にわたつて、木造モルタル塗二階建の中央校舎、東校舎、西校舎が次々と新築・落成し、二十九年からは新しい時代の要請に応じて商業科が設置され、一方、中学校の生徒募集を停止した。この時点で本校の生徒定員は高等学校普通科四八〇名、商業科二四〇名という規模を維持するに至つた。

三十年には創立五十周年記念式典・記念行事が開催され、五十年史の刊行・校旗の制定、新校歌の発表等がなされてゐる。三十一年三月、新制中学校第九回卒業生二十四名を送り出して、可愛らしい弟達はいなくなつた。ここ数年前から復活を望む声が聞かれる。

なお、新制高等学校として新たな歴史を刻むことになつた荏原高等学校学則のうち、商業科増設が認可されたときの学則（昭和二十九年改訂）を以下に示しておこう。

荏原高等学校学則

第一章 総則

- 第一条 本校は学校法人日本体育会が経営する。
- 第二条 本校は教育基本法、学校教育法、同施行規則及び私立学校法によつて設置する全日制高等学校で普通課程と商業課程を置く。
- 第三条 本校の位置は東京都大田区安方町四八番地に置く。
- 第四条 本校は男子に必要な高等普通教育及び専門教育を施し、特に人格の陶冶と社会的教養を涵養することを目的とする。
- 第五条 本校は教育の尊厳を保つため政党政派並びに偏向した政治的又は思想的活動を許さない。
- 第六条 本校の主義方針に賛同して子弟の教育を依頼する父兄（保護者）との約束のもとにその子弟を本校生徒として教育する。
- 第七条 本校には学校長、教頭、教諭、兼任教諭、嘱託教員並びに事務職員をおく。
- 第八条 教職員は本校の教育目的を体して教育活動に誠実な努力をなし、すべて率先垂範するを要する。

第九條 学校管理、教職員の職責に関する組織及び規定は別に之を定める。

第十條 教師と生徒とは互いにその人格を尊重し、特に生徒は教師を尊敬しその指示指導に従順であることを要する。

第二章 定員・修業年限等

第十一條 本校の定員は七百二十名とし普通課程は十二學級四百八十名商業課程は六學級二百四十名とする。修業年限は三ヶ年とする。

第十二條 學年は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十三條 一學年を三期制とする。第一期は四月一日から八月三十一日迄、第二期は九月一日から十二月三十一日迄、第三期は翌年一月一日から三月三十一日迄とする。

第十四條 毎日の教育活動は午前八時に始まり午後四時に終る。但し季節によって伸縮することがある。

第三章 休日・休暇

第十五條 本校の休日は下記の通りとする。

祝日・日曜日・創立記念日

第十六條 長期の休暇は下記の通りである。

夏季休暇 七月二十一日から八月三十一日まで

冬季休暇 十二月二十五日から翌年一月七日まで

春季節休暇 三月二十四日から三月三十一日まで

第十七條 前二條の規定の外、教育上必要と認めるときは臨時休業授業時間の短縮等行うことがある。

第四章 入学・在学・卒業

第十八條 本校入学の資格は中学校卒業或はそれと同等以上の学力を有して相当の年齢に達し、心身共に健全であることを要する。

第二十条 本校に入学を希望する者は所定の入学願書履歴書その他必要な書類をととのえ、考査料と共に本校に提出することを要する。

第二十一条 本校に入学の許可を受けたものは所定の様式の在学証書を認め、所定の入学料を添えて提出するものとする。

第二十二条 本校に在学するものは校則及びそれに伴う諸規定を遵守しなければならない。

第二十三条 本校所定の単位を全部履修したものは所定の卒業証書を授与する。

第二十四条 三年間に所定の単位を履修することが出来なかつた時はその単位を履修するまで六ヵ月又は一年引続き在学を命ずることがある。

第五章 保護者・保証人

第二十五条 子弟の生活と教育とに責任をもつ父兄を保護者とする。

第二十六条 保護者は生徒の在学中その身上に関する責任をもたなければならない。

第二十七条 保護者は常にその住所を学校に届け出ておかなければならない。

第二十八条 保護者は通知簿・生徒手帖・生徒会新聞などに関心をもち、学校訪問・教育懇談会への参加等により、家庭と学校との連絡を保つことを要する。

第二十九条 保護者は本校教員と共に学校教育活動に協力することが望ましい。教育懇談のための組織は別に之を定める。

第三十条 保護者の住所が遠隔の場合はその代理人として別に都内に在住する保証人を定めることを要する。但しこの場合学校長の承認を得なければならない。

第六章 休学・退学・転学

第三十一条 病気その他正当な理由で二ヵ月以上欠席しようとする者は保護者から休学願を提出して、学校長の許可を得なければならない。

第三十二条 病氣・転住その他正当な理由で転校又は退学を希望する者は所定の書類をととのえて、保護者から学校長に願ひ出出その許可を受けなければならない。

第七章 褒章・罰則

第三十三条 学力・性行・出席の諸条件が他に秀で、人間成育過程に於いて一般生徒の模範とするに足るものは学年末に一定の方法によつて表彰する他、卒業の際に賞状等を授与して之を褒賞する。

第三十四条 出席常ならず或いは無届のま、一ヶ月以上欠席した者、また納入金滞納二ヶ月以上に及ぶ者は之を除籍することが出来る。

第三十五条 校則を守らず共同生活をみだし又は学業・性行の不良等により、学校長が就学継続困難と認めたものに対してはそれぞれ譴責・謹慎・停学・退学その他適当と認めた教育上の処分を行う。

第八章 教育課程

第三十六条 本校三ヶ年間に履修すべき教育課程・時間配当表は左記の通りである。(別表)

第九章 入学考査料・入学料及び授業料

第三十七条 本校の入学考査料・入学料及び授業料は下の通りである。

入学考査料 五百円

入学料 貳千円

授業料(月額) 九百円

第三十八条 授業料は生徒が在籍する間は毎月之を納入しなければならない。

第三十九条 一旦納めた納入金は事情の如何を問わず之を返還しない。

第四十条 寄宿舎制度は当分之を定めない。

附則

第四十一条 本校校則の施行上必要な細則は別に之を定める。

教育課程時間配当表

必修別	課程別		通 常 課 程											總 時 數	
	教科別		普通課程						商業課程						
			單 位	年 次			單 位	年 次							
				1年	2年	3年		1年	2年	3年					
共通必修 教科 目	国 語 (甲)		9	3	3	3	9	3	3	3	3	315			
	社 会	一般社会	5	5			5	5				175			
		人文地理	} 10		(5)	(5)	} 5		(5)	(5)	} 350				
		日本史		(5)	(5)	(5)		(5)							
		世界史		(5)	(5)	(5)		(5)							
		時事問題		(5)	(5)	(5)		(5)							
												175			
	保 健 体 育		9	3	3	3	9	3	3	3	315				
	数 学	一般数学	} 15	(5)	(5)	(5)	} 5	(5)	(5)	(5)	} 525				
		解析(1)		(5)	(5)	(5)		(5)	(5)						
幾何		(5)		(5)	(5)	(5)		(5)							
	解析(2)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	175						
理 科	生物	} 15	(5)	(5)	(5)	} 5	(5)	(5)	(5)	} 525					
	物理		(5)	(5)	(5)		(5)	(5)							
	化学		(5)	(5)	(5)		(5)	(5)							
	地学	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	175						
関係必修 教科 目	商業					3		(3)	(3)	105					
	法					2		(2)	(2)	70					
	經					2		(2)	(2)	70					
	算及商業					6	(6)	(6)	(6)	210					
	文書					2	2			70					
	簿記					5			5	175					
商業英語					10	2	4	4	350						
選 択 教 科 目	外国語 (英)		15	5	5	5	10	5	5		525				
	国 語 (乙)		6	2	2	2	6	2	2	2	210				
	漢 文		6	2	2	2	6	2	2	2	210				
	芸 能		6	2	2	2	6	2	2	2	210				
	珠 算		3	2	1		3	2	1		105				
	商業		3		1	2	2		1	1	105~70				
	実務						4			4	140				
	商 品						2			2	70				
	統 計						2			2	70				
	調 査														

第四十二条 選択教科目については時の事情により多少の変更を見ることがある。

選択教科目中普通課程の外国語は各年次五単位必修とし、国語乙・漢文・芸能・珠算・商業経済中より二科目を選択せしめる。

商業課程は八十五単位以上のうち、商業に関する科目三十単位以上を履修するものとする。普通課程は共通必修教科目に選択教科目を加えて八十五単位以上を履修するものとする。

社会は一般社会を除き普通課程は十単位、商業課程は五単位以上を履修せしめ、理科・数学は普通課程は各々十五単位、商業課程は各々五単位以上を履修するものとする。

(四) 施設の拡充と教育内容の充実

新制の荏原高等学校が成って、ほぼ十年を経て、さらなる充実・発展の時代を迎えた。生徒数の増加に伴い、新しい校舎が建設され、さまざまな教育内容の刷新が計られていった。以下、その経緯を素描してみよう。

昭和三十二年十一月、体育教育の充実を期して、講堂兼体育館が落成した。鉄筋コンクリート平屋建（一部木造二階）七四二平方メートルの規模で、ドーム型の屋根は、当時としては最新の様式であった。翌三十三年七月には、二十五メートル、六コースのプールが完成三十七年に浄化装置を設置、一般にも開放された。三十四年七月、理科実験室、商業科特別教室を容する鉄筋三階建の別館が落成した。総面積九九九平方メートルで、これにより、前記教室の他、図書室、大教室（百名収容）が整備されるにいたっている。

一方、同三十四年七月、上信越国立公園志賀高原熊の湯に学校寮が新築落成、「荏原高等学校高原寮」と命名され

た。標高一、六〇〇メートル、敷地一、三三四平方メートル、木造モルタル二階建一〇九平方メートルの施設は、冬はスキー実習に、夏は大自然の中の避暑地として校外学習に大いに活用されている。昭和五十二年には、高原寮の老朽化に伴い鉄筋二階建に改築されている。

こうした一連の施設充実に伴い、校庭はますます狭くなり、野球部・陸上部・ラグビー部が共同で使用していた運動場での練習にも支障をきたすようになった。折しも昭和三十四年、全国高等学校野球選手権大会東京予選で、本校野球部は決勝戦まで駒を進め、惜しくも敗れはしたが、これが契機となって、同年八月、専用球場の設置に至っている。多摩川河川敷大田区下丸子地先の農地一一、〇二二平方メートルが譲渡され、常時本格的な野球の練習に取り組むことが可能となったのである。

昭和三十九年、オリンピックが東京都で開催されることになり、それに備えて都市計画が進められ、都市の様相は急速に変わっていった。本校も、昭和三十六年九月から、三期構想による校舎建築に取りかかり、三か年の歳月を費やして、三十九年十月三十一日、全長一一〇メートル、鉄筋四階建、総面積四、九〇七平方メートルの新校舎が完成した。

こうして苦難にみちた茨の道を切り開き躍進を続けてきた本校は、昭和三十年代で施設・設備も一応整えられ、三十九年創立六十周年を迎え、記念式典・記念行事を盛大に挙行了した。

一方、教育内容の方へ目を向けてみると、この頃から、大学入試の競争がしだいに激化する様相を示し始めていた時期でもあった。本校においても、三十三年からコース別の組織編成を行い、進学率の向上を旨とした。就職指導の取組も同様に、就職先の開拓、安定優良企業への就職などに力点が置かれ、進められていった。この他、図書室

の設置に伴った蔵書計画、新校歌の制定（川路柳虹作詞、小村三千三作曲、三十三年五月）、生徒会活動の目ざましい発展など、特筆すべき事柄は多かつた。

昭和三十九年、改訂された学則を以下に示しておきたい。教育課程の大幅な改正の様子をうかがうことができよう。

荏原高等学校学則

第一章 総則

第一条 本校は学校法人日本体育会が経営する。

第二条 本校は教育基本法、学校教育法、同施行規則及び私立学校法によって設置運営する全日制の課程、普通科と商業科を置く。

第三条 本校は荏原高等学校と称し、東京都大田区安方町四八番地に置く。

第四条 本校は男子に必要な高等普通教育及び専門教育を施し、特に人格の陶冶と社会的教養を涵養することを目的とする。

第五条 本校は教育の尊厳を保つため政党政派並びに偏向した政治的又は思想的活動を許さない。

第六条 本校の主義方針に賛同して子弟の教育を依頼する父兄（保護者）との約束のもとにその子弟を本校生徒として教育する。

第七条 本校には学校長一、教頭一、教諭五〇、兼任教諭一、講師一五、並びに事務職員五、学校医一、学校歯科医一、学校薬剤師一を置く。

第八条 教職員は本校の教育目的を体して教育活動に誠実な努力をなし、すべて率先垂範するを要する。

第九條 学校管理、教職員の職責に関する組織及び規定は、別に之を定める。

第十條 教師と生徒とは互いにその人格を尊重し、特に生徒は教師を尊敬しその指示指導に従順であることを要する。

第二章 定員、修業年限等

第十一條 本校の定員は壹千八百名とし全日制の課程普通科は參拾學級壹千五百名、商業に関する学科商業

科は六學級參百名とする。

第十二條 修業年限は三年とする。

第十三條 学年は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十四條 一学年を三期制とする。第一期は四月一日から八月三十一日まで、第二期は九月一日から十二月三十一日まで、第三期は翌年一月一日から三月三十一日までとする。

第十五條 毎日の教育活動は午前八時に始まり午後四時に終る。但し季節によって伸縮することがある。

第三章 休日、休暇

第十六條 本校の休日は下記のとおりとする。

国民の祝日、日曜日、創立記念日

第十七條 長期の休暇は下記のとおりとする。

夏季休暇 七月二十一日から八月三十一日まで

冬季休暇 十二月二十五日から翌年一月七日まで

春季休暇 三月二十四日から三月三十一日まで

第四章 入学、在学、卒業

第十八條 本校入学の資格は中学校卒業あるいはそれと同等以上の学力を有して相当の年齢に達し、心身共

に健全であることを要する。

第十九条 本校に入学を希望する者は所定の入学願書履歴書その他必要な書類を整えて、選抜料と共に本校に提出することを要する。

第二十条 本校に入学の許可を受けたものは所定の在学証書を認め、所定の入学料を添えて提出するものとする。

第二十一条 本校に在学する者は校則及びそれに伴う諸規定を遵守しなければならない。

第五章 教育課程、学習評価及卒業等

第二十二条 本校の教育課程は別表に定める教科及特別教育活動、並びに学校行事等により編成し、各学年の課程の修了は生徒の平素の成績を評価し学年末において認定し、所定の全課程を修了した者には所定の卒業証書を授与する。

第二十三条 三年間に所定の単位を履修することが出来なかつた時はその単位を修了するまで六ヵ月又は一ヶ年引続き在学を命ずることがある。

第六章 保護者、保証人

第二十四条 子弟の生活と教育とに責任をもつ父兄を保護者とする。

第二十五条 保護者は生徒の在学中その身上に関する責任をもたなければならない。

第二十六条 保護者は常にその住所を学校に届け出ておかなければならない。

第二十七条 保護者は通知簿・生徒手帳、生徒会新聞等に関心を持ち学校訪問、教育懇談会への参加等により家庭と学校との連絡を保つことを要する。

第二十八条 保護者は本校教員と共に学校教育活動に協力することが望ましい。教育懇話のための組織は別に之を定める。

第二十九条 保護者の住所が遠隔の場合はその代理人として別に都内に在住する保証人を定めることを要する。但しこの場合学校長の承認を得なければならない。

第七章 休学、退学、転学

第三十条

病気その他正当な理由で二カ月以上欠席しようとする者は保護者から休学願を提出して、学校の許可を得なければならない。

第三十一条

病気・転住その他正当な理由で転校を希望する者は所定の書類を整えて、保護者から届け出て承認を得なければならない。退学しようとする時は所定の書類にその事由を明らかにし必要な書類を添え、保護者から学校長に願ひ出て許可を受けなければならない。

第八章 賞罰

第三十二条

学力、性行、出席の諸条件が他に秀で、人間育成課程において一般生徒の模範とするに足るものは学年末に一定の方法によって表彰する他、卒業の際に賞状等を授与して之を賞する。

第三十三条

生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあつた時は懲戒処分を行ふ。

1、懲戒は訓告、停学及退学とする。

2、前項の退学は次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

一、性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

二、学力劣等で正業の見込みがないと認められる者。

三、正当の理由がなくて出席常でない者。

四、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第九章 選抜料、入学料、授業料

第三十四条

本校の選抜料、入学料及授業料は下のとおりである。

選抜料 貳千円

入学料 四万円

教育課程表

課程 學年		普通科					商業科		
		1年	2年	3年			1年	2年	3年
				理科	文科	就職			
國語	現代 古典 乙	4	2	2	2	2	3	2	2
	甲 I II	2	3			5		1	1
社會	倫理 政治 世界 地理		2	2	2	2			2
	社會 經濟 史 A B	4	4		3	3	2	3	2
數學	數 學 I	6					3	3	
	數 學 II III		5	2	5	5			2
理科	物理		3	3	2	2			3
	物 理 化 學 地 理	2	2	3	2	2		3	
保健	體育	4	2	3	3	3	3	2	2
	體 育		1	1	1	1		1	1
美術	美術	2					2		
外國語	英 語	6	6	6	7	6	6	5	3
商業	商 業 一 法 簿 實 業 美 美						4	3	2
	商 業 二 簿 記 實 業 美 美					4	6	3	2
特別	商 業 三 簿 記 實 業 美 美					2	3	2	2
	商 業 四 簿 記 實 業 美 美							2	2
特別	教育活動	1	1	1	1	1	1	1	1
單位	合計	33	33	33	33	33	33	33	33

授業料（月額） 貳千円

第三十五条 授業料は生徒が在籍する間は毎月之を納入しなければならない。滞納二ヶ月以上に及び学校の指

示に従わない者は退学させることがある。

第三十六条 一旦納入した納入金は事情の如何を問わず之を返還しない。

附則

第三十七条 本校校則の施行上必要な細則は別に之を定める。

第三十八条 この学則は昭和三十九年四月一日より実施する。

昭和四十一年四月一日、戦後の学制改革以来の「荏原高等学校」の校名を、経営母体である学校法人日本体育会の要請により、創立当初に冠されていた「日本体育会」を「日体」に簡略化して、これを冠することとし、「日体荏原高等学校」と改称することになった。

昭和四十年代の半ば頃は、高校生の政治活動が最も活発な時であったが、本校においてもその影響は避けられなかった。こうした生徒を取り込んだ民主化へのうねりは、学校全体の民主化へと連らなっていく。教職員が学校運営に積極的に関与・発言しうるようになったのもこの時期であった。

昭和四十九年四月には、昭和三十三年に造られたプールを取り壊して、その跡地に鉄筋四階建、総面積一、五一七平方メートルの第二体育館が落成した。この施設には、屋内温水プール（二十五メートル、六コース）、柔道場、剣道場に、合宿施設が付設されたもので、厨房、風呂場などを持ち、生徒の体育活動に、大きく貢献するものであった。

教科課程表（昭和48年度入学生）

（普通科）

教科	科目	標準	必修	1年	2年	3年
国語	現代国語	7	○	3	2	2 (2)
	古典Ⅰ乙	5	○	2	3	
	古典Ⅱ	3				(4)
社会	倫理社会	2	○			
	政治経済	2	○			3 (2)
	日本史	3	} ⑥			3 (2)
	世界史	3				(2)
	地理B	3		3	2	(2)
数学	数学Ⅰ	6	○	6		(2)
	数学ⅡA	4			(4)	(2or1)
	数学ⅡB	5			(4)	(5)
	数学Ⅲ	5				
理科	物理Ⅰ	3	} ⑥		3	
	物理Ⅱ	3				(3or4)
	化学Ⅰ	3			2	2
	化学Ⅱ	3				(3or4)
	生物Ⅰ	3		3		
	生物Ⅱ	3				(3or4)
	地理Ⅰ	3		2		
地理Ⅱ	3			(3or4)		
保健	体育	11	○	3	4	4
	保健	2	○	1	1	
芸術	音楽Ⅰ	2	} ③	(2)		
	音楽Ⅱ	2			(2)	
	美術Ⅰ	2		(2)		
	美術Ⅱ	2			(2)	
	工芸Ⅰ	2		(2)		
	工芸Ⅱ	2			(2)	
	書道Ⅰ	2		(2)		
	書道Ⅱ	2			(2)	
外国語	英語 B	15		5	5	5 (2)
商業	商業一般	3～5				(2)
	簿記会計Ⅰ	3～5				(2)
	計算実務	2～8				(2)
	電算機一般	2～5				(2)
	商業英語	2～6				(2)
特活	クラブ活動		③	2	2	2
	ホームルーム		③	1	1	1
合計				31 (2)	27 (6)	21 (12)
				33	33	33

(商業科)

教科	科目	標準	必修	1年	2年	3年
国語	現代国語	7	○	3	2	3
	古典Ⅰ甲	2	○		2	
社会	倫理社会	2	○		2	
	政治経済	2	○			2
	日本史	3	} ⑥		(3)	
	世界史B	3		3	(3)	
地理	3		3			
数学	数学Ⅰ	6	○	3	3	
理科	物理Ⅰ	3	} ⑥			(3)
	化学Ⅰ	3				(3)
	生物Ⅰ	3		3		
保健	体育	7~9	○	2	2	3
	保健	2	○	1	1	
芸術	音楽Ⅰ	2	}	(2)		
	美術Ⅰ	2		(2)		
	工芸Ⅰ	2		(2)		
	書道Ⅰ	2		(2)		
外国語	英語 A	9		3	3	
商業	商業一般	3~5	} ⑤	3		
	経営	2~4				
	商業法規	2~5			2	
	簿記会計Ⅰ	3~5		5		
	簿記会計Ⅱ	2~4			3	
	簿記会計Ⅲ	2~4				3
	工業簿記	2~4			3	
	税務会計	2~4				3
	計算実務	2~8		2	2	2
	商業美術	2~6			(2)	
	経理実践	3~5				3
	電算機一般	2~5				(2)
商品	2~5		(2)			
商業英語	2~6			(2)		
特活	クラブ活動		③	2	2	2
	ホームルーム		③	1	1	1
合 計				31	33	28
				(2)	(5)	(5)
				33	33	33

前年には教育課程の改訂が行われており、保健体育科では、柔剣道の必須化がもり込まれていた。改正された教育課程は、前に示す通りである。

この期における教育課程の改訂骨子は、共通必修科目の削減と選択制の拡充、クラブ活動一単位（本校では新クラブと呼ばれ、二単位が当てられた）の必修化の二点であったが、これを機に本校でも、かねがね懸案であった選択制という制度の拡充へと、方向を明確にしてゆくことになった。

新クラブに対しては、次頁に示す表にみられるようにユニークなものが用意されている。これは新クラブが発足して二年目のものであり、教育課程内での生徒選択による特別授業（三年次）とが併用されている状態を示している。

この必修クラブ（新クラブ）の方は、全国の高等学校では高い評価が得られなかったために、文部省は、五十七年には、学校の自由裁量としている。本校でも、発足十年日に廃止され、一、二年生も選択授業に振り替えられることになった。それにより、この剰余の単位数は全学年にわたり選択授業の時間に充当されていった。

一方、その後、施設面においては、校舎・体育館などの増改築が度々行われ、昭和六十年七月には、二五〇名が一堂に会することができる食堂兼生徒集会所が建設された。また平成元年五月には、学校創立八十五周年を期して記念体育館が落成している。総面積三、七一二・三〇平方メートルの体育館は、地下にはトレーニングルーム、弓道場、レスリング・卓球練習場を設け、二階回廊はランニングギャラリ―を、東側二・三階には十九の部室をも備えた構造となっている。

昭和49年度1・2年新クラブ活動 3年特別選択授業

1 年 (火曜)		2 年 (木曜)		3 年 (金曜)	
教科	講座名	教科	講座名	教科	講座名
国語	武将研究	国語	古文研究法・歌の流れ	国語	古事記研究
社会	水と公害		川柳を楽しむ会		社会
	離島と地理		演劇実験室	日本史研究	
数学	数学の考察	社会	人間発掘		社説研究
理科	実験講座	数学	郷土誌	数学	数学研究
	園芸実習		数学研究	保体	スポーツ講座
保体	スポーツ講座	保体	スポーツ講座	芸術	書道教室
芸術	美術教室	芸術	書道教室		美術教室
	書道教室		美術教室	外国語	シナリオ研究
外国語	英会話	外国語	英会話		英文名作講座
	基礎英語		英語で歌おう		英語語法
商業	珠算演習			英語語法演習	英会話
		他	自動車整備教室	商業	株式の研究
				商業	商品流通の研究
				他	時事問題研究

日体荏原高等学校の施設概況
(平成3年3月現在)

- ・校地
 - 総面積 …………… 14,561㎡
(南側校地9,774㎡、北側校地4,787㎡)
 - 建物敷地面積 …………… 9,293㎡
 - グラウンド …………… 5,268㎡
- ・校舎および施設
 - 本館 (鉄筋4階建、敷地1,486㎡、延4,907㎡)
 - 普通教室 32、視聴覚室、他
 - 別館 (鉄筋3階建、敷地370㎡、延999㎡)
 - 理科実験室 3、美術室、書道室、
 - ワープロ実習室、図書室、他
 - 記念体育館 (鉄筋4階建、敷地1,501㎡、延3,399㎡)
 - メインアリーナ、トレーニングルーム
 - 弓道場、レスリング・卓球練習場
 - ランニングギャラリー、部室19、他
 - 第2体育館 (鉄筋4階建、敷地681㎡、延1,517㎡)
 - 屋内温水プール、(25m、6コース)、武道場
 - 合宿所 (40名収容)、他
 - 食堂兼生徒集会場
(重量鉄骨1階建、敷地397㎡、250名収容)
- ・多摩川グラウンド
(多摩川下丸子河川敷、面積11,022㎡)
硬式野球場
- ・志賀高原寮
(志賀高原熊の湯、面積1,334㎡)
(鉄筋3階建、敷地248㎡、延424㎡)
洋室 4、和室 3、(50名収容)
乾燥室、他

(五) 本校の現況
現在の本校の校地は、北校地四、七八七平方メートル、南校地九、七七四平方メートル、多摩川グラウンド一一、〇二二平方メートル、総面積二五、五八三平方メートルを占めている。また平成三年現在の校舎および付属施設の敷地面積は、本館一、四八六平方メートル、別館三七〇平方メートル、記念体育館一、五〇一平方メートル、第二体育館六八一平方メートル、食堂兼生徒集会所三九七平方メートル、これらの建物の総面積は四、四三五平方メートルとなっている。

因みに本校施設の概況は次に掲げる通りである。

このような教育施設を背景に、本校の教育方針は、「知育に偏らず、徳育・体育を重視し、質実剛健の気風を養い、人格の陶冶と社会的教養の涵養に努める」ことが謳われており、「向上二路」「只維至誠」「偕和協調」の三項目を、校訓としている。

まず、教育課程をみることにしたい。

本校の教育課程の方向性については、前項において若干触れているように、四十八年度のものにその流れが見受けられる。つまり、そこには、コース制のもつ偏向性の弊害に対し、生徒の自主性や全人的発達が保障される選択制が見通されていた。『創立八十周年記念誌』に詳しいので、重複はさけるが、その後の経過は、次に示すような五十九年度の教育課程でうかがうことができる。

教育課程（昭和五十九年度入学）

（普通科）

教科	科目	標準 単位数	一学 年	二学 年	三学 年		
					文科系 (特別選択)	理科系	
国語	国語 I	4	5	5	}	(4)	3
	国語 II	4					
	国語表現	2					
	現代文典	3					
	古文	4			3		
社会	现代社会	4	4	}	5	(4)	4
	日本史	4					
	世界史	4					
	地理	4					
	倫理	2					
	政治経済	2		2			
数学	数学 I	4	5	}	(4)	(4)	4
	数学 II	3					
	代数幾何	3					
	基礎解析	3					
	微分積分	3					
	確率統計	3					
理科	理科 I	4	4	}	(4)	(4)	4
	理科 II	2					
	物理学	4					
	化学	4					
	生物	4					
保健	体育	7~11	5	}	3	3	3
	保健	2					
芸術	音楽 I~III	各 2	(2)	(2)	}	(4)	3
	美術 I~III	各 2	(2)	(2)			
	工芸 I~III	各 2	(2)	(2)			
	書道 I~III	各 2	(2)	(2)			
外国語	英語 I	4	6	}	(4)	(3)	3
	英語 II	5					
	英語 II A	3					
	英語 II B	3					
	英語 II C	3					
商業	商業経済	3~5			(3)	(4)	
特活	ホームルーム	3	1	1	1		1
	クラブ活動	3					
			30 (2)	22 (10)	18 (14)		28 (4)
合	計		32	32	32		32

教科	科目	標準 単位数	一学 年	二学 年	三学 年
国語	国語 I	4	4	5	3
	国語 II	4			
	国語表現	2			
	現代文 古典	3 4			
社会	現代社会	4	4	3	3
	日本史	4			
	世界史	4			
	地理	4			
	倫理	2			
政治経済	2				
数学	数学 I	4	3	3	2
	数学 II	3			
理科	理科 I	4	2	2	2
	理科 II	2			
保健	保健	7~11	2	2	3
		2	1	1	
芸術	音楽 I~III	各 2	2	1	
	美術 I~III	各 2			
	工芸 I~III	各 2			
	書道 I~III	各 2			
外国語	英語 I	4	3	3	3
	英語 II	5			
	英語 II A	3			
	英語 II B	3			
	英語 II C	3			
商業	商業経済	3~5	3	2	2
	商業法規	2~4	4		
	簿記会計 I	3~5			
	簿記会計 II	3~6			
	工業簿記	2~4			
	税務会計	2~4			
	計算事務	2~6			
総合実践	3~6				
特活	ホームルー ム	3	1	1	1
	クラブ活動	3			
合	計		32	32	32

しかしながら、この教育課程は、最終学年の編成を準備する段階で、一部修正を求められ、検討委員会により、修正され、平成二年より、選択制・コース制の併用に工夫をこらした現在の形となった。普通科にあつては、一年次に基礎教科を重視し、二年次に文科・理科・体育科の進路が定められ、三年次に各コースに分かれる方法がとら

商業科教育課程

教科	科目	標準	一学年	二学年	三学年
		単位数			
国語	国語 I	4	4	5	3
	国語 II	4			
	国語表現	2			
	現代文	3			
	古文	4			
社会	現代社会	4	4	3	
	日本史	4			
	世界史	4			
	地理	4			
	倫理	2			
	政治経済	2	3		
数学	数学 I	4	3	3	2
	数学 II	3			
理科	理科 I	4	2	2	2
	理科 II	2			
保健体育	保健	7~11	2	2	3
	体育	2			
芸術	音楽 I~III	各 2	2	1	
	美術 I~III	各 2			
	工芸 I~III	各 2			
	書道 I~III	各 2			
外国語	英語 I	4	3	3	3
	英語 II	5			
	英語 II A	3			
	英語 II B	3			
	英語 II C	3			
商業	商業経済	3~5	3	2	2
	商業法規	2~4			
	簿記会計 I	3~5	4	3	4
	簿記会計 II	3~6			
	工業簿記	2~4	3	3	3
	税務会計	2~4			
	計算実務	2~6	3	3	3
	総合実践	3~6			
特別活動	ホームルーム	3	1	1	1
	クラブ活動	3			
合計			32	32	32

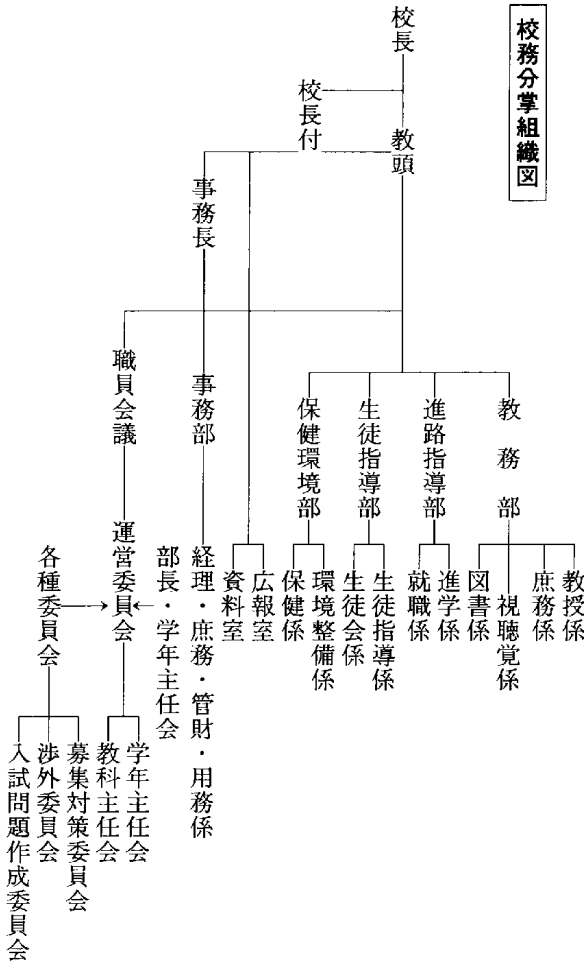
れている。特に体育コースでは、日本体育大学への推薦入学へと連携可能なため、本校の新しい特色として期待されるもののひとつになっている。

普通科教育課程

教科	科 目	標準 単位数	一学年	二 学 年		三 学 年					
				文 理	体 育	文 科	理 科	体 育			
国語	国語 I	4	5	5	5	3	3	3			
	国語 II	4									
	現代文	3									
	古典	4									
社会	現代社会	4	4	(4)	4	5	3	3			
	日本史	4									
	世界史	4									
	地理	4									
	政治経済	2									
数学	数学 I	4	5	(4)	3		4	2			
	数学 II	3									
	代数幾何	3									
	基礎解析	3									
	微分積分	3									
	確率統計	3									
	理科	理科 I							4	4	(4)
理科 II	2										
物理学	4										
化学	4										
生物学	4										
地理	4										
地学	4										
保健 体育	体育 保健	7~11	5	2	2	3	3	3			
	体育理論	2									
	スポーツ I	}							4	}	4
	スポーツ II										
	スポーツ III										
野外活動											
芸術	音楽 I	各 2	(2)	(2)	(2)						
	音楽 II	各 2	(2)	(2)	(2)						
	美術 I	各 2	(2)	(2)	(2)						
英語	英語 I	4	6	5	5	(3)	4	4			
	英語 II A	5									
	英語 II B	3									
	英語 II C	3									
	英語 II C	3									
商業	商業経済	3~5				(3)					
	特別選択					(4)		(4)			
特別 活動	ホームルーム	3	1	1	1	1	1	1			
	クラブ活動	3									
合計			32	32	32	32	32	32			

次に実際の運営面について触れておきたい。以下に示す組織の下に、効果的・機能的運営がめざされている。あわせて、年間行事の概要をあげておこう。

校務分掌組織図



年間の主要行事予定

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始業式 入学式 対面式 健康診断 (内診・外診・歯牙) 知能検査(1年) 性格検査(1年) 学力検査(1年) オリエンテーション (1年は合宿) 基礎力テスト(全) 3年進学父母会 2・3年学級懇談会 (進学講座)	歩こう会 各部父母会 教育実習 父兄会総会 3年就職父母会 1年学級懇談会 中間考査	教育実習 就職ガイダンス 日体大進学父母会 3年基礎力テスト 観劇	期末考査 父母面談 終業式 夏季休業 (夏季講習)	各部練習 各部合宿
9 月	10 月	11 月	12 月	
始業式 コンテスト(国・英) 進路適性検査 (2年) 基礎力テスト(全)	体育祭 荻原祭 中間考査	修学旅行(2年) 遠足(3年) 父母面談 生徒会三役選挙	期末考査 終業式 冬季休業	
1 月	2 月	3 月		
始業式 3年学年末考査 1・2年基礎力テスト	3年基礎補習 入試 予餞会 観劇	1,2年学年末考査 卒業式 1,2年基礎補習 修了式 春季休業		

教科指導・進路指導についてみると、その全体的記述は『創立八十周年記念誌』に詳しいので、ここでは、二、三の特徴的事柄と、その後の様子について触れることにしたい。教科指導は、基礎教科の充実をモットーにして行われており、昭和五十年から国・数・英三教科の「学力テスト」（小テスト）等の試みがなされている。又、放課後の特別補習、期末の科目毎の到達度に満たない生徒への基礎補習も行われており、その徹底が期されている。

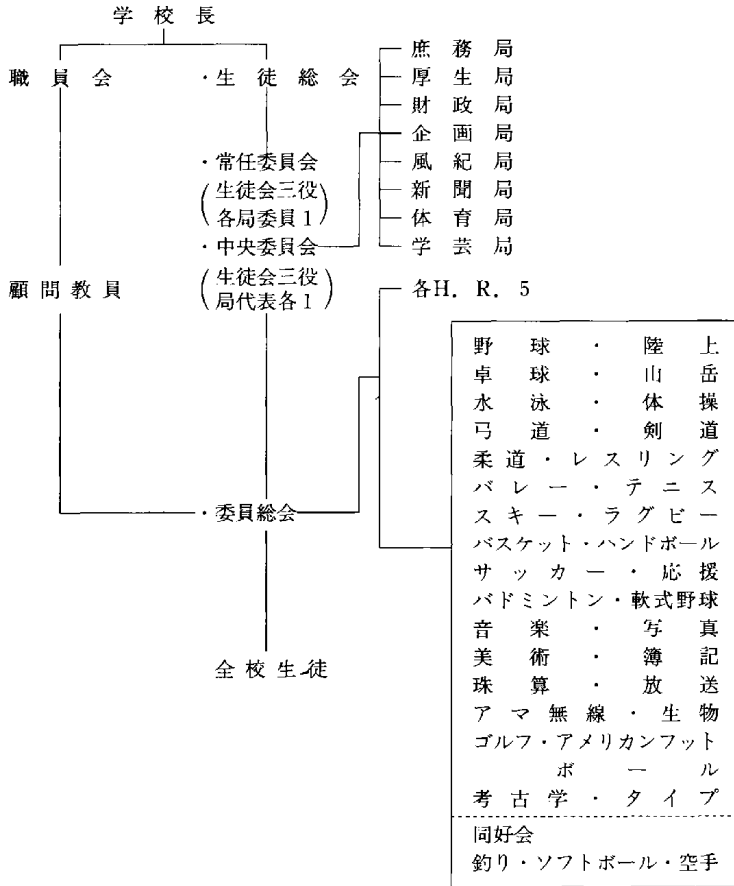
教育課程は前に示した通りであるが、一年次の必須科目のうち、特に国・数・英に重点を置き授業時数をふやし、二年次で、社・数・理・体の科目選択により、文科・理科・体育系の進路を定めさせ、三年次より、進路別編成指導を行うという方法においても、こうした基礎教科の充実という立場が貫かれている。進学や就職に対する進路指導も、年々多様になり、困難な問題をかかえねばならないが、早い時期に目標を定めさせ、それに合わせて効果的な指導を行うように心がけられている。就職希望に対してはワード・プロセッサの実技指導を導入している。

平成二年三月の卒業生の進路は、四五二名（普通科四一五名、商学科三十七名）のうち、大学および短大が一七名、専門学校一四三名、進学待期八十六名、就職が一〇六名という内容であった。近年、専門学校への進学者が増える傾向にあり、日本体育大学への進学も二年度は三十四名あり、毎年三〜四〇名と安定した人数になっている。過去五年間の主な進学先は、日本体育大、筑波大、青山学院大、亜細亜大、神奈川大、関東学院大、国学院大、国士館大、国際武道大、駒沢大、城西大、拓殖大、中央大、中央学院大、帝京大、東海大、東京経済大、東京理科大、東洋大、日本大、法政大、明治大、明治学院大、立教大、立正大、早稲田大等であった。

一方、本校の特筆すべきものとして、生徒指導における教科外特別教育活動の充実があげられよう。

このホームルームや生徒会活動の意義は、あらためて述べるまでもないことであるが、教科学習とは別の数多く

生徒会組織図



の教育体験が味わえる場所を提供している点にある。いわゆる部活動も、この生徒会傘下のもとに行われるわけがあるが、本校では前頁のような組織の下で実施されている。

平成二年度現在、生徒会傘下にある「部」は同好会、サークルを含め、四〇部あり、全生徒の七割が入部、活発な活動が展開されている。そこで生徒会の自治活動はさまざまな学校行事に反映されていくが、ここでは、主に体育系の部活動について触れることにしたい。

本校が、知育に偏らず、身体を鍛えつゝ、知徳を育成する教育方針の下、学校運営を行って来たことは、すでに述べて来たことであるが、特に運動部の活躍は、そのことを物語っている。顧問教師・コーチ・部員同士の触れ合いを通して、集団生活の厳しさに耐え、喜びを獲得する過程は、生徒の自己実現に大きく寄与するものと言える。運動部活動の充実の様子は、具体的には、記録等の成果によって見ることができ、次に示すような競技会への参加も、本校クラブ活動の充実度を現わすものであろう。

昭和六十年からコーチ制が設けられ、日本体育大学学生を中心とした指導体制は、より充実した着実な成果をあげつつあるといえよう。全国大会出場や全国制覇を達成する運動部以外でも、多くの部は、東京都の上位にランクされるまでになっているのである。さらに昨今は、ジュニアクラスの世界大会や海外交流試合が行われるようになってきたが、本校の生徒の中からも、日本代表として海外に派遣されるようになってきている。

■ 全国大会に出場した運動各部

- ・硬式野球
- ・陸上競技
- ・バスケットボール
- ・ハンドボール
- ・水 泳
- ・ス キ ー
- ・体操競技
- ・ゴ ル フ
- ・弓 道
- ・レスリング
- ・ソフトボール
- ・トランポリン

■ 関東大会に出場した運動各部

- ・硬式野球
- ・陸上競技
- ・ラグビー
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・ハンドボール
- ・体操競技
- ・レスリング
- ・水 泳
- ・柔 道
- ・剣 道
- ・弓 道
- ・ゴ ル フ
- ・ソフトボール
- ・山 岳
- ・ス キ ー
- ・トランポリン

■ 世界選手権及び海外交流試合に出場した運動各部

- ・陸上競技
- ・バスケットボール
- ・ハンドボール
- ・ゴ ル フ
- ・レスリング
- ・トランポリン

日体桜華女子高等学校



校歌

室生 犀星 作詩
芥川也寸志 作曲

永き歲月の学びは

われらのいのちとなりて

明日への教へを仰がしむ

教へ教はる諸声の

奥処も深きに

われらの歩みは辿る

われらの歌もうたはる

永く歳月を亘りて限無く

Moderato mf

ながきとしつき

のまなびは われらのいのちと なりて

あすへのせしへを あふがしむをしへをそはる

cresc. もろごまのおくが もふかき にわれ

dim. mf らのあゆみはたどる われらのうたも うたはーる

ながきとしつきを わたりてかぎりなく



(校歌) 歌碑